



受講規定

HPEアカウント新規登録について

HPEアカウント – HPEは、2022年10月に、HPEパスポートから新しい次世代シングルサインオン認証プラットフォームへ移行しました。

これに伴い研修をお申込みの際にHPEアカウントへのログインが必要となりました。

HPEアカウントにご登録されていないお客様は、事前に新規登録いただけますようお願い致します。

HPEアカウントの作成方法

HPEアカウントの作成方法につきましては[こちら](#)を参考にアカウントの取得をお願いいたします。

お申込みに関するご不明点は dl1.cec@hpe.comまでメールにてお問い合わせください

受講規定およびお取引条件書（教育サービス）の同意

本受講規定と [お取引条件書（教育サービス）](#) をお読みになり同意した上でお申込ください。

お申込された場合は理由の如何にかかわらず同意したものとみなします。

受講の申込締切・キャンセル・日程変更について

会場	申込締切	キャンセル	日程変更
本社：日本ヒューレット・パッカート合同会社本社 日本ヒューレット・パッカート合同会社主催のライブオンライン 五反田	10営業日前 17：00まで	10営業日前 17：00まで	10営業日前 17：00まで
品川、神田、麹町、品川港南	1週間前 17：00まで	1週間前 17：00まで	1週間前 17：00まで
新宿LC※、中之島※、名古屋LC※	3営業日前 17：00まで	15日前 17：00まで	1週間前 17：00まで
北品川、九段下	3営業日前 17：00まで	10 営業日前 17：00 まで	10 営業日前 17：00 まで
芝 トップアウトヒューマンキャピタル主催のオンラインコース	12営業日前 17：00まで	11営業日前以降は全額支払い	11営業日前以降のお申し出は不可

★キャンセル/日程変更の締切日が弊社規定の休日（土日、祝日、5月1日、年末年始）の場合には前営業日17時までとなります。

※新宿LCおよび中之島会場および名古屋LCのコースにつきましては、日程を変更したコースのキャンセルはお受けできませんのでご注意ください。日程を変更したコースをキャンセルされる場合には、キャンセル料を100%ご請求させていただきます。

- お申込を受け付けましたら受講票をメールでお送りいたします。
（Eメールアドレスが不明な場合は郵送します）
受講前にお振込みをお願いしているお客様に関しては、入金確認後に受講票をお送りいたします。
- キャンセル及び日程変更は、0120-929176 までご連絡ください。
- 日程変更は、1コースにつき1回までとさせていただきます。
- コースの申込受付は満席となり次第、締め切らせていただきます。

- 申込書の到着時点で定員オーバーの場合はキャンセル待ち（キャンセル待ちも先着順）も承ります。電話にてご連絡致します。
- キャンセルの締切日以降のお取り消しはキャンセル料を100%ご請求させていただきます。テキストの発送を持って受講に代えさせていただきますのでご了承ください。
- お客様が購入したeラーニング/ Webベーストレーニング（WBT）はキャンセルできません。

- お客様はサブスクリプションサービスを途中終了することはできません。したがって、お客様は未使用のサービスのクレジットまたは返金を受ける権利を有しません。

次のバウチャーチケットはお申し込み後のキャンセルはできません。

- | | |
|--------|--|
| HQ6V5M | Certified Kubernetes Administrator (CKA-JP) |
| HQ6V7M | Certified Kubernetes Application Developer (CKAD-JP) |
| HU0G9M | Certified Kubernetes Security Specialist (CKS-JP) |

受講時間

お申込受け後お送りする受講票にコース開始、終了時間が記載されております。Webの各コースの詳細説明のページにも開始・終了時間が掲載されています。

会場、コースによって開始・終了時間が異なる場合がございますので必ず受講票、Webでお時間をご確認ください。

（同じ会場でもコースによって時間が異なる場合がございます。）終了時間はコースの進行によって前後することがございますのでご了承ください

コースの中止または日程変更について

受講者数が一定数に達しない場合、または主催者側の都合によりコースを中止・延期または日程変更をさせていただきます。その場合は、こちらからお客様にご連絡させていただきます。

受講料のお支払いについて

振込み手数料はお客様にてご負担願います。
受講料と消費税を併せて請求させていただきます。

・法人にてお支払いの場合

原則受講後にご指定の請求書送付先へ請求書をお送りします。
請求書に記載されているお支払条件に添ってお振込下さい。
但し、弊社と初めてお取引される場合など、受講前にお振込みをお願いする場合がございます。
詳しくはHPE教育サービス受付へお問合せください。

※受講前請求書送付をご希望のお客様へ

弊社の都合でコースが中止になった場合にはお振込みいただきました受講料は返金いたしますが、その際振込手数料の返金はできかねますのでご了承ください。

・個人にてお支払いの場合

申し込み締め切りまでに受講料をお支払いください。

お申込後すぐに請求書をお送りしますので、請求書に記載されている振込み期日までにお振込願います。

※支払期限までにお客様からの代金お支払いを当社で確認できない場合はご受講いただけませんのでご注意ください。

※弊社の都合でコースが中止になった場合にはお振込みいただきました受講料は返金いたしますが、その際振込手数料の返金はできかねますのでご了承ください。

領収書について

領収書は原則発行いたしませんので、銀行振込（控）をご利用ください。

試験付きコースをご受講される場合

試験付コースをご受講の場合には必ず **写真付き**の身分証明書(運転免許証,社員証,パスポートなど)をご持参ください。写真付きの身分証明証によってご本人様であることの証明ができないときは、**ご受験いただけません**。

コースに遅刻、早退、欠席されますと受験できない場合がございますのでご注意ください。

受講または受験に前提資格があるコースは、当該認定証のご提示がない場合のご受講やご受験はできません。

欠席・遅刻について

急用などで、やむを得ず欠席・遅刻をされる場合は、必ずコース開始前までに、HPE教育サービス受付担当（フリーダイヤル：0120-929176）までご連絡ください。

その他

- HPE本社会場は全館バリアフリーとなっておりますので、車椅子等をご使用のお客様もご受講頂けます。
お申込み時に申込書の備考欄にご記入頂くか、HPE教育サービス受付担当（フリーダイヤル：0120-929176）までご連絡ください。
その他の会場につきましてもご相談ください。
- 筆記用具、ノートなどは各自でご用意ください。
- 緊急時以外は電話の取り次ぎ、ご伝言等はいたしておりませんのでご了承ください。
- 自動車でのご来社はお遠慮ください。
- コースで使用するテキストの先渡しは致しかねます。テキスト以外でもコース内で配布されるものの先渡しは一切出来ません。
- HPE教育サービスが提供する研修コース及び印刷物のすべてについて、HPEが著作権を有しています。従って、事前の承諾なしにいかなる形態においても全部もしくは一部とはいえ、複写、録音、録画、撮影および複製することはできません。
※お客様の規約違反の場合、お客様は直ちに参加資格を失い、当社が損害を被った場合、当社は必要な法的措置を行なえるものとします。
- 受講当日は必ず受講票をご持参頂きますようお願い致します。

個人情報とデータ保護

HPEは、HPE教育サービスを管理および提供するために、エンドユーザーのHPEカスタマーの個人情報を収集および処理する場合があります。

特に、HPEは、以下の主な目的のために、エンドユーザーの連絡先情報、注文および請求情報、トレーニングおよびコースの資格情報、学習およびコース成績情報、プロフィール、および通信設定を収集する場合があります。

- HPE教育サービスへのエンドユーザーの登録、HPE教育サービスの提供、HPE 教育サービスの開発と改善、HPE教育サービスのマーケティングとプロモーション。場合によっては、HPEは、記録管理の目的で、エンドユーザーの学習およびコース成績の情報をエンドユーザーが代表する組織または提携している組織に開示する必要がある場合があります。HPEの個人情報に関する詳細については、[個人情報保護方針](#)を参照してください。

日本ヒューレット・パッカード合同会社（以下「当社」という）は、以下の条件にて、教育サービス（以下「本業務」という）を提供します。

第1条 目的 当社は本業務を実施し、お客様は対価を支払います。

第2条 本業務の実施 本業務の内容、日程、教材、対価、前提条件等の本業務の具体的な内容及び範囲は、本契約と同時にお客様に提示される見積書、サービス仕様及び規定等（併せて、以下「別紙」という）に定めるとおりとします。本契約と別紙の定めが異なる場合、後者を優先します。

2. 本業務の終了後、お客様は、遅滞なく当社所定の書面を当社に提出し、又は次条にて定める受講者たる第三者に提出させ、本業務の終了を確認します。

第3条 知的財産権 お客様は、当社が本契約に基づく自らの権利を行使又は義務を履行するために必要な範囲に限り、お客様若しくは第三者の著作物又はその他の知的財産権を使用する権利及び当該著作物を複製し、頒布し、表示し、送信し、二次的著作物を作成する権利を、非独占的かつ無償で当社に対し許諾します。さらに、当社は、かかる当社に許諾された権利を当社の委託先に許諾することができます。

2. 本契約発効日に先だって存在していた著作権、特許権、実用新案権、営業秘密、商標その他のすべての知的財産権は、その権利を所有していた者に留保されます。

3. お客様及び当社は、本契約を理由に相手方が所有する著作権、特許権、実用新案権、営業秘密、商標その他いかなる知的財産権も得ることはないとします。

4. 当社は、本契約に基づき、当社が開発又は創作するアイデア、コンセプト、技術及び成果物（教材等の文書類を含む）についてのすべての知的財産権を所有するものとします。

5. 当社は、本業務として定められる教育コースを実際に受講するお客様又は第三者（以下「受講者」という）に対して、成果物及びその他の納入物（本契約発効日に先だって存在していた教材等の文書類を含む、併せて「納入物」という）を使用する非独占的、恒久的、無償のかつ移転不能の権利を許諾します。

6. 受講者が本契約の条件に違反した場合、当社は通知をもって、前項に定める受講者に対する権利の許諾を終了することがあります。当該権利の許諾が終了した場合、お客様は、直ちに当該納入物及びその一部又は全部の複製物のすべてを当社へ返却又は破棄し、破棄した場合はその旨を証明する書面を当社に提出します。なお、お客様が受講者でない場合、お客様は、受講者たる第三者をして、前文の義務を履行させるものとします。

7. 本条の定めにかかわらず、納入物に第三者の提供物が含まれ、当該提供物に使用許諾条件が定められている場合、当該使用許諾条件が適用されます。

第4条 機密保持 本契約に基づき取り交わされる情報は、開示の際に機密として指定された場合又は開示の状況から機密として扱われるべきであると合理的に判断できる場合には、機密情報として扱われるものとします。機密情報は、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使を目的としてのみ使用でき、その目的のために当該情報を知る必要のある従業員、代理人又は委託先のみが共有できます。両者は、受領日から3年間、又は当該機密情報が機密性を有する期間のいずれか長い期間、善良なる管理者の注意義務をもって、機密情報の不正使用又は漏洩を防ぐものとします。本条の義務は、（1）受領者が既に知っていた情報及び受領者が守秘義務を負わされることなく知った情報、（2）受領者が独自に開発した情報、（3）法律又は行政機関若しくは司法機関より開示を要求された場合には、適用されません。

第5条 対価の支払 お客様は、別紙に記載された対価を当社に支払います。

2. お客様は、別段の定めがない限り、当社が請求書を発行した日から30日以内に、その請求金額に消費税等を加算した額を現金振込にて当社に支払います。本契約に基づき提供される本業務に対して適用される法令により課税される消費税等その他取引に関わる税金を支払うことにお客様は同意します。3. お客様が対価を支払期日までに支払わない場合、お客様は未払金額に加え、支払期日から未払金額の全額が支払われた日までの商事法定利率による利息、及び当社が未払金額を回収するために負担した一切の費用（弁護士費用を含む）を支払うことに同意します。

第6条 保証 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を実施することを保証します。

2. 本条は、明示黙示を問わず、法定の瑕疵担保責任及び債務不履行責任を含む本業務及び納入物に関する当社のお客様に対する保証責任のすべてを規定したものです。

第7条 賠償責任 本契約に関連する請求又は申立てにつき当社がお客様に対して負う賠償責任は、請求原因の如何を問わず、当社の責に帰すべき事由によりお客様が現実には被った通常かつ直接の損害に限られ、当該請求又は申立ての原因となった本業務についてお客様が支払った対価を上限とします。

2. 当社は、逸失利益、データ・ソフトウェア等の喪失による損害及び予見可能性の有無にかかわらず特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、賠償する責任を負いません。両当事者間で別途契約を締結しない限り、データ・ソフトウェア等の保持及び管理の責任はお客様にあります。

第8条 適用期間 本契約の規定は、お客様の注文を当社が承諾した時点から本業務が終了するまで適用されます。

第9条 契約の終了 一方当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方への通知、催告なしにいつでも本契約を解除できます。

(1) 相手方が本契約に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が改められない場合。

- (2) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始、若しくは競売の申立てを受け、又は自ら会社更生手続開始、民事再生手続開始、若しくは破産手続開始の申立てをした場合。
- (3) 相手方が事業の廃止、譲渡、若しくは会社の解散を決議した場合、又は会社の解散命令を受けた場合。
- (4) 相手方が手形交換所による不渡処分を受けた場合。
- (5) 相手方の財産若しくは信用状態の悪化、又は事業の重大な変化が生じ、若しくはそのおそれがあると認められる相当の事由があると判断した場合。
- (6) 相手方が、暴力団、暴力団関係者及びそれらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であったか、認知しながら反社会的勢力に利益供与し又は反社会的勢力を利用して不当な要求行為を行った場合。

2. 当社は、お客様が本契約に基づく支払債務を履行せず、書面による催告後10日後もなお当該不履行が是正されないときは、お客様に対する書面による通知をもって本契約を解除できます。なお、当社は、お客様により支払いが行われるまで本条に基づく本契約を解除する権利を失うことなく、本業務の実施を中断できます。

3. 別段の定めがない限り、お客様が本業務の開催予定日の30日前の17:00以降に本契約の解約を申し出た場合、お客様は、解約料として当社に対して本契約の対価の全額を支払います。

4. 本契約の第3条から第7条、第9条及び第10条の規定は本契約の終了後も有効に存続します。

第10条 雜則 お客様は、本契約及び別紙に定められたお客様の義務を履行します。お客様は、当社が本業務を提供するにあたり、お客様による協力並びに正確かつ完全な情報及びデータが必要不可欠であり、これらに依るものであることを了解します。2. 両者とも、不可抗力事由により生じた履行の遅延又は不履行につき責任を負いません。ただし、金銭債務についてはこの限りではありません。

3. 当社は、本業務の実施を当社の責任において第三者に委託することができます。

4. 本契約に基づき提供される納入物又は成果をお客様が輸出、輸入又は他の方法で移送する場合、お客様は適用される法令を遵守し、必要な輸出入の許認可を得ることに同意します。当社は、いずれかの当事者に適用される法令により要求される範囲で本契約に基づく履行を中断する場合があります。

5. 本契約は、日本法を準拠法とします。両者は、本契約により生ずる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

6. 本契約の他に、当社が提供する教育サービスの種類に応じた所定の規定が適用され、両者の内容が抵触する場合は、後者を優先します。

7. 本契約は、本契約にかかる両者間の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる取引に関して本契約締結前に口頭又は書面により相互になされた意思表示に代わるものとします。お客様の注文書等に本契約と異なる条件の記載がある場合であっても、本契約の規定はこれらに優先します。また、本契約の規定は、両者が記名捺印する書面による合意によってのみ変更できます。

8. 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ決定します。以上